第８９号議案

件　　名

第３期埼玉県教育振興基本計画の変更について

提案理由

「埼玉県５か年計画」の策定に伴い、教育基本法第１７条第２項の規定に基づき策定した「第３期埼玉県教育振興基本計画」を別紙のとおり変更したいので、審議願います。

概　　要

１　変更の理由

「埼玉県５か年計画」の策定に伴い、同計画と同じ施策指標である「小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数」について、目標値の整合性を図るため変更する。

２　変更の内容

（変更前）

目標Ⅵ 質の高い学校教育のための環境の充実

施策１８ 学校の組織運営の改善

小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数

（教育政策課）

現状値（平成３０年４月１日）　２８１校

目標値（平成３５年４月１日）　６５０校

目標Ⅶ　家庭・地域の教育力の向上

施策２４　地域と連携・協働した教育の推進

小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数（再掲）

現状値（平成３０年４月１日）　２８１校

目標値（平成３５年４月１日）　６５０校

（変更後）

目標Ⅵ　質の高い学校教育のための環境の充実

施策１８　学校の組織運営の改善

小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数

現状値（平成３０年４月１日）　２８１校

目標値（令和　５年４月１日）　８２５校

目標Ⅶ　家庭・地域の教育力の向上

施策２４　地域と連携・協働した教育の推進

小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数（再掲）

現状値（平成３０年４月１日）　２８１校

目標値（令和　５年４月１日）　８２５校

「第３期埼玉県教育振興基本計画」の変更について

１　変更の理由

第３期埼玉県教育振興基本計画において、小・中学校におけるコミュニティ・スクール数を、令和５年度までに６５０校とする指標を設定している。

次期埼玉県５か年計画における指標において、令和８年度までに小・中学校全校（１，０５５校）にコミュニティ・スクールの導入を目指すこととの整合性を図るため、第３期埼玉県教育振興基本計画の指標の目標値を修正する。

２　変更の内容

（変更前）小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数　650校（R5）

（変更後）小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数　825校（R5）

・第３期埼玉県教育振興基本計画（R1～R5）

策定時（H30）	目標値（R5）
281校	650校

・次期埼玉県５か年計画（R4～R8）

現状値（R2）	年度目標				目標値（R8）
	R4	R5	R6	R7	
613校	750校	825校	900校	975校	1,055校

第３期埼玉県教育振興基本計画

変更後	現　行
第１章～第２章　（略） 第３章　計画の推進に際して 　１～２　　（略） 　３　指標 　　（略） 　(1)～(4)　　（略） 【指標】 　　（略） 　(1)～(5)　　（略） 　(6)　目標Ⅵ　質の高い学校教育のための環境の充実 　　ア　　（略） 　　イ　施策１８　学校の組織運営の改善 　　　小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数 　　　現状値（平成３０年４月１日）　２８１校 　　　目標値（令和５年４月１日）　８２５校 　　ウ～カ　　（略） 　(7)　目標Ⅶ　家庭・地域の教育力の向上 　　ア　　（略） 　　イ　施策２４　地域と連携・協働した教育の推進 　　　(ｱ)　　（略） 　　　(ｲ)　小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数（再掲） 　　　　現状値（平成３０年４月１日）　２８１校 　　　　目標値（令和５年４月１日）　８２５校 　(8)～(10)　　（略）	第１章～第２章　（略） 第３章　計画の推進に際して 　１～２　　（略） 　３　指標 　　（略） 　(1)～(4)　　（略） 【指標】 　　（略） 　(1)～(5)　　（略） 　(6)　目標Ⅵ　質の高い学校教育のための環境の充実 　　ア　　（略） 　　イ　施策１８　学校の組織運営の改善 　　　小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数 　　　現状値（平成３０年４月１日）　２８１校 　　　目標値（平成３５年４月１日）　６５０校 　　ウ～カ　　（略） 　(7)　目標Ⅶ　家庭・地域の教育力の向上 　　ア　　（略） 　　イ　施策２４　地域と連携・協働した教育の推進 　　　(ｱ)　　（略） 　　　(ｲ)　小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数（再掲） 　　　　現状値（平成３０年４月１日）　２８１校 　　　　目標値（平成３５年４月１日）　６５０校 　(8)～(10)　　（略）